

裁判手続のIT化元年に考える－今後の倒産手続のIT化について－

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



1 裁判手続のIT化が始まりました！

伝統的に、日本の法務分野は紙媒体を中心として運用されてきました。それは裁判手続も同様で、訴状や判決文など、裁判手続に関する多くのものは紙媒体が正本として扱われ、原則として関係者が裁判所に出頭して、裁判手続が行われています。

しかし、昨今の急速な情報のデジタル化、IT技術の進歩はご高承のとおりであり、裁判手続を利用する企業や個人のみなさんの利便性の向上のためにも、裁判手続のIT化は避けずは通れない状況にあります。そのような中、2018年、政府は、司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化を目指すことを閣議決定し¹、同年3月30日、内閣官房に発足した裁判手続等のIT化検討会は「裁判手続のIT化に向けたとりまとめ－『3つのe』の実現に向けて」²を公表しました。3つのeとは、訴状や証拠等の提出をオンライン化する「e提出」、オンラインでの訴訟記録の確認、期日管理等を行う「e事件管理」、口頭弁論期日等をオンラインで行う「e法廷」とされています。

その後、裁判手続のIT化の実現に向けた検討が続けられ、2020年2月、第1段階として、特定の裁判所において、WEB会議等を活用した争点整理手続の運用（フェーズ1）が開始されました。今後も、裁判手続の全面IT化の実現に向け、必要な法改正やシステムの構築等も含めた課題の検討が進められるものと思われます。

2 倒産手続のIT化は必要？

倒産手続は、民事訴訟手続の一種であり、裁判手続の全面IT化の中には、当然、倒産手続のIT化も含まれています。が、そもそも倒産手続のIT化はどうして必要なのでしょう。また、IT化によるメリットにはどのようなものがあるのでしょうか。

取引先の破産など、倒産手続に関与されたことがある方はおわかりかもしれませんが、倒産手続では、多数の債権者に対し、倒産手続の開始や債権調査の実施、配当の通知など、多くの通知等が行われるため、その事務負担やコストは時に膨大なものとなります。また、債権者も、債権届出書や債権の存在に関する書類の提出など、文書の提出を求められる場面が多々あり、事務負担やコストの負担を強いられることとなります。そのため、倒産手続のIT化が実現されれば、債権者や破産管財人等の事務負担やコストの削減につながり、弁済原資の確保にも資することが期待されます。実際のところ、2018年11月から12月に法律実務家を対象に行われたアンケートでも、実に85%の法律実務家が倒産手続がIT化されると便利だと回答しています³。

また、大型の倒産事件において、すでに一定のIT化が試行された例もあります。2010年に会社更生手続開始決定を受けた消費者金融の株式会社武富士の事例では、約90万件に上る過払金返還請求権等の債権届出について、オンライン化して債権調査、債権確定等が行われました。もっとも、各種通知や債権届出のIT化は行われておらず、これらは郵送

1: 未来投資戦略2018。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

2: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

3: 本文記載の「中間取りまとめ」4頁参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

で行われたようであり、その手続負担やコストは相当なものであったと容易に推測されます。

このように、倒産手続のIT化には必要性や大きなメリットが認められるところであり、上述の裁判手続等のIT化検討会のとりまとめでも、「倒産手続については、(中略)民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである。」と言及されていました。

これを受けて、現行法下での倒産手続のプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について具体的に検討するため、事業再生研究機構の研究会として、「倒産手続のIT化研究会」(座長:杉本純子日本大学教授)が発足し、2019年9

月1日、「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」⁴(以下「中間取りまとめ」といいます。)が公表されました。

倒産手続のIT化は、まだ具体的な内容や開始時期は決まっていますが、これまでの議論の状況や今後の課題について、中間とりまとめの内容に沿って簡単にご説明したいと思います。

3 中間とりまとめの内容

ー倒産手続のIT化の方向性

中間取りまとめでは、通常の裁判手続と倒産手続の違いも踏まえ、倒産手続のIT化の内容が「5つのe」として整理されています。

倒産手続のIT化における5つのe

e提出

- ・申立書・報告書・許可申請書等の電子データによる提出
- ・債権者一覧表・財産目録等添付書類の電子データによる提出

e事件管理

- ・事件記録を電子データで保管
- ・随時かつ容易に事件記録の電子データにアクセス
- ・管財人・利害関係人等が倒産手続の進捗状況を確認

e集会

- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者集会のライブ中継
- ・リアルタイムでの議決権行使
- ・債権者集会の録画の事後配信

e届出

- ・オンライン債権届出システムの構築
- ・電子データによる債権届出・認否等の管理
- ・配当通知等の電磁的方法による通知

e情報提供

- ・債権者がアクセス可能なウェブサイトやクラウド上に、管財人等が債権者に提供可能な情報を任意にアップロード
- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者説明会の配信

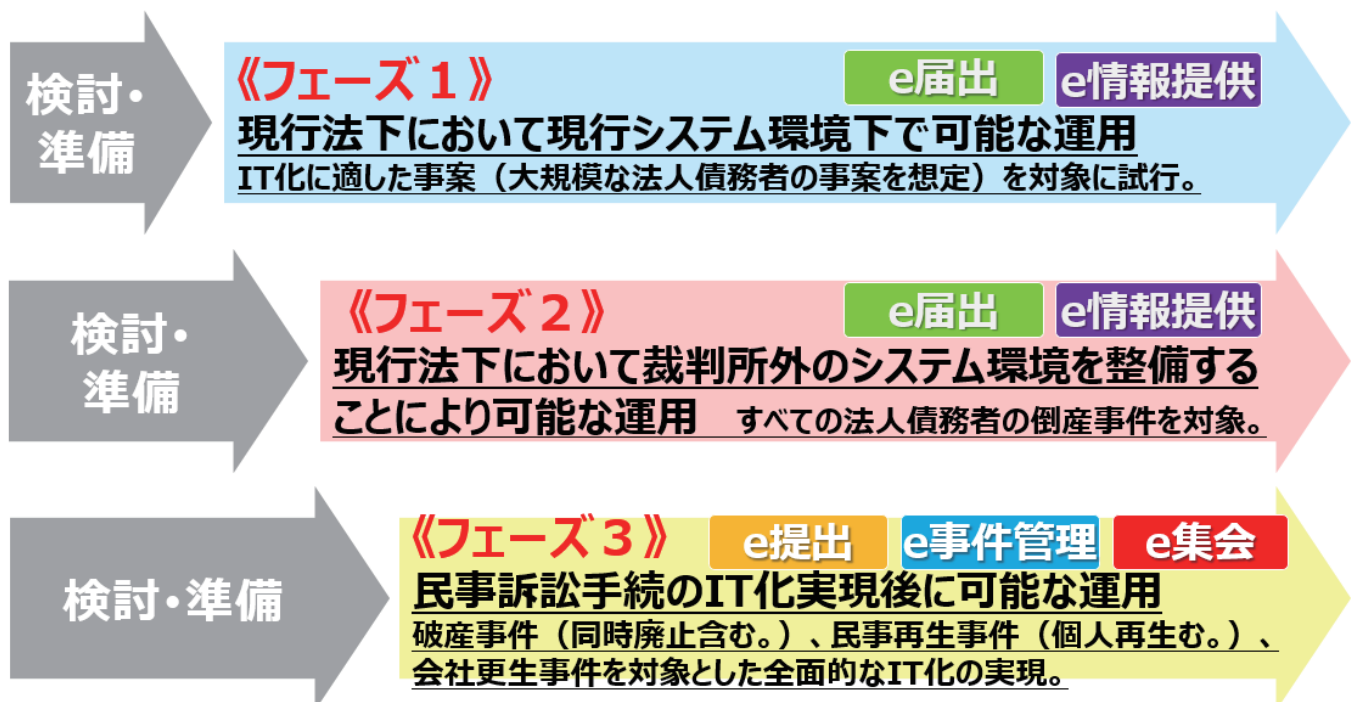
倒産手続特有の制度

(出典：前掲「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」(6頁))

4: https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f

中間とりまとめでは、現行法下でも可能と考えられるIT化の取組をフェーズ1及び2とし、民事訴訟手続のIT化の実現後に運用可能となる範囲をフェーズ3として開始するアプローチが取られています。そして、「e届出」、すなわち債権届出や債権調査、配当通知等のオンライン化と、「e情報提供」、すなわち債務者の財産目録や収支計算書、認否書などの各種

情報のオンラインによる提供について、まずはフェーズ1で、IT化に適した大規模な法人債務者の倒産事件で試行的に導入し、フェーズ2では、フェーズ1で構築されたオンライン債権届出システム等を利用して、全ての法人の債務者の倒産事件に導入していくことが提言されています。



（出典：前掲「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」（5頁））

これらに対して、「e提出」、「e事件管理」、「e集会」については、いずれもフェーズ3として、裁判手続のIT化が実現された後に、そこで構築された裁判所のシステムを利用したり、必要な法改正を行うなどしたうえで実現していくことが提言されており、最終的には、債務者が法人か個人かを問わず、全ての破産事件、民事再生事件、会社更生事件のIT化を実現していくことが提言されています⁵。

4 倒産手続のIT化に向けた課題

本稿では、倒産手続のIT化に向けた議論の状況について、主に中間とりまとめを元にご紹介しましたが、倒産手続のIT化を具体的に実現していくにあたっては、検討しなければならない課題がまだまだあります。

例えば、電子メールによる破産管財人等からの通知を行う場合、なりすましによる危険や電子メールの見落としのリスクにどう対処するかや、原則非公開である債権者集会をウェブ

5: 詳細については、前掲・中間とりまとめ6頁以下を参照。

会議で行う場合の参加者の制限の方法、動画等の流出防止などが上げられます。オンライン債権届出システムの構築・管理・運用費用の負担や、インターネットの利用が困難な関係者への手続保障などが挙げられます。

中間取りまとめも、「限られた時間の中では、倒産手続のIT化によって生じ得るすべての課題や問題点を検討することはかなわなかった。したがって、これら課題や問題点のさらなる

検討ないし倒産手続のIT化実現に向けたプロセスの具体的な着手に向けて、本研究会は引き続き活動を継続していく所存である。」と締めくくられています。我々法律実務家も、倒産手続のIT化が、倒産手続に参加する全ての関係者の方々にとってより使いやすく、信頼されるものとなるよう、これらの課題の検討に取り組んでいきたいと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】